

【 オンライン診療時診療計画書 】

オンライン診療で行う 具体的な診療内容	【診療内容】患者さん毎に異なりますが、カルテにて確認等を行い、安定した患者さんへの対応とプライバシーに配慮した診療形態及び基本原則対面診療を緊急時に実施できる場合での対応とする。 【予定期間】感染症等による施設等立ち入り困難時、又は施設からの外来受診等の病院受診制限対応時、感染症に付随する対応により本人・ご家族等の外来・訪問等の外出制限対応時等の制限が解除されるまでの期間。（緊急・状態悪化についてはこの限りではない。）
オンライン診療と直接 の対面診療、検査の組 み合わせに関する事項	【初診：当院の受診歴がない。又は、当院の受診歴はあるが、過去とは違う症状】原則、対面診療となります。但し、訪問診療等による訪問予定時に、感染症等による制限対応がされた場合については、予め「他の医療機関からの情報提示」を確認し対応する場合もありますが、原則は対面診療となります。 【再診・訪問診療】原則、対面診療となります。但し、訪問診療等による訪問予定時に、感染症等による制限対応がされた場合については、安定した患者さんについては、医師の判断によりオンライン診療を行います。
診療時間に関する事項	オンライン診療を行う事前に、時間帯等をお伝えいたします。その後は、当法人医師から発信します。
オンライン診療の方法 （使用する情報通信機 器等）	患者さん：スマートフォン・施設管理による協力できる通信機器（パソコン・i p a d等） 医師：パソコン・病院分携帯電話・i p a d等 利用アプリ：Google Duo・FaceTime・zoom・ハートライン等
急病急変時の対応方針	オンライン診療については、速やかに対面診療ができる体制を確保して実施する事が原則となります。急変時の場合には、往診等による対応・当院へ緊急受診・当院医師が他の医療機関受診要請確認後に受診承諾医療機関をご紹介します。

オンライン診療についての同意書

- ・感染等拡大により、当法人ではオンライン診療を行う事となる場合もあります。予めご了承頂き対応をしていきます。尚、別紙計画書についてもご確認いただき、ご同意をお願いします。
- ・オンライン診療では、触診等を行うことができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、対面診療を適切に組み合わせる必要があります。
- ・オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。
- ・患者さんには、診察の際に必要な情報提供に積極的に協力いただく必要があります。
- ・医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげることになります。

【医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断する例】

「直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者さんの心身の状態に関する有用な情報が得られない場合」「急病急変など緊急性が高い症状の場合」「情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合」

- ・患者さんには、ご自身で保有しているスマートフォン又は、施設での患者様については、施設でご協力いただけるスマートフォン・パソコン・タブレット等使用許可をされた機器にてご利用いただきます。リスク回避のため、セキュリティ対策（使用するOS やアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフト導入など）をご自身等で行っていただく必要があります。
- ・オンライン診療中は、医師の許可がない限り、以下の行為は行わないください。
「第三者のビデオ通話への参加」「ビデオ通話の録音、録画、撮影とそれらのデータのSNSやネット上への掲載など」「チャット機能の利用やファイルの送付」
- ・医師のメールアドレスや携帯番号などの個人情報を、診療に関わりのない第三者に提供してはいけません。
- ・オンライン診療の実施に当たっては、上記の通り、患者さんにも責任が発生し、自己責任で行うことになります。当院に故意または過失がない限り、一切の責任を負いかねます。

医療法人 秀明会 だいかく病院 院長 安藤 博彰 殿

上記および診療計画の内容に対して同意の上、オンライン診療を同意いたします。

令和 年 月 日

患者氏名： _____

家族・代理人氏名： _____（続柄： _____）

* ご本人か家族・代理人の欄のどちらかに署名ください。